

学校長様

感染症罹患報告書

医師名 _____

下記の児童生徒は、感染症に罹患しており、学校保健安全法第19条に関わるのでお知らせします。

記

1 氏名 _____ 年 _____

2 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から _____ 月 _____ 日までの _____ 日間

種類	○印	病名	出席停止期間の基準	
第1種		病名()	治癒するまで	
第2種		インフルエンザ(型)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで	
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
		麻疹	解熱した後、3日を経過するまで	
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
		風しん	発しんが消失するまで	
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで	
		結核	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種		腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
		流行性角結膜炎		
		急性出血性結膜炎		
		細菌性赤痢		
		そ	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能
		の	手足口病	発熱、口内疹などの急性期症状が消退して、全身状態が改善すれば登校可能
		他	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
		の	ヘルパンギーナ	急性期は、出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		感	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		染	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	症	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能。B型・C型:出席停止不要	
		その他()		

(注)「通常出席停止の措置は、必要ないと考えられる感染症」アタマジラミ・伝染性軟疣(属)腫(水いぼ)・伝染性膿痂疹(とびひ)